

札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の
一部を改正する条例案

令和2年(2020年)11月27日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の
一部を改正する条例

第1条 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成
19年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第5条の2第2項中「100分の130」を「100分
の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を次のように改正する。

第5条第2項及び第5条の2第2項中「100分の125」を「100分
の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改め
る。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、
令和3年4月1日から施行する。

(理 由)

本市人事委員会の勧告等を考慮して、本市の一般職の任期付職員の期末手当
を引き下げるため、本案を提出する。